

松 山 大 学 論 集  
第 29 卷 第 3 号 抜 刷  
2 0 1 7 年 8 月 発 行

デモクラシーはなぜ崩壊したのか  
—— ドイツ・ワイマール共和国の経験に学ぶ ——

遠 藤 泰 弘

## 資 料

# デモクラシーはなぜ崩壊したのか

—— ドイツ・ワイマール共和国の経験に学ぶ ——

遠 藤 泰 弘

第一次世界大戦の敗戦後、ドイツ帝国が崩壊し、「ワイマール（ヴァイマル）共和国」と呼ばれた民主体制が1919年に成立した。その憲法は、後の日本国憲法においても「生存権」として取り入れられた「社会権」を始めとする幅広い人権規定や、大統領の直接公選や国民投票の制度化に見られる直接民主制を重要な特色にしており、また男女20歳以上の普通選挙権も導入した。このように当時最先端と見られた民主的憲法を備えていたにもかかわらず、政治や経済は安定せず、やがてナチスが台頭し、独裁政権下で憲法は停止状態に追い込まれた。本稿では、ワイマール共和国の成立からヒトラー政権成立までの経過を二次文献を要約する形で概観した上で、こうした民主体制崩壊の経験が現代の日本に何を示唆しているのかという問題を考えてみたい<sup>1)</sup>。

## 1. ワイマール共和国の成立と連続する危機<sup>2)</sup>

ワイマール共和国は、その成立とほぼ同時に、連続的に危機にみまわれるという大きな試練にさらされた。1918年11月9日にドイツ帝国が崩壊し、多数

---

1) 本稿は、2017年5月25日および同6月22日に、「さっぽろ自由学校『遊』」で2回にわたって開催された、表題と同名の講座における講演原稿を元に、加筆修正したものであり、2015年度松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。

派社会民主党と独立派社会民主党からなる人民委員会政府が成立した。同年12月16日から21日にかけて、第一回ドイツ労兵評議会全国大会が開催され、憲法制定国民議会選挙の開催を決定するも、人民代表委員政府と中央評議会の権限配分をめぐる、多数派社民党と独立派社民党が激しく対立した上、23日のベルリン・クリスマス闘争を契機として連立関係が瓦解する。そして12月30日には、ドイツ共産党が結成され、国民議会選挙ボイコットを決定するに至る。1919年1月5日には、ベルリン市警視総監エミール・アイヒホルン罷免をめぐるデモがきっかけで、のちに「スパルタクス蜂起」と呼ばれることになる、憲法制定国民議会選挙の阻止とプロレタリアート独裁の樹立を目的とする暴動が起こり、武力衝突の中で、ヴィルヘルム・リープクネヒトやローザ・ルクセンブルクが殺害され、労働運動の穏健派と急進派の分裂が決定的となった。

1919年1月19日に憲法制定国民議会選挙が行われ、ワイマール連合（社民党、民主党、中央党）が過半数を獲得し、2月11日にフリードリヒ・エーベルトが大統領に選出された。エーベルトはフィリップ・シャイデマンに組閣を命じ、正式に新政府が樹立されるも、鉱山の社会化を求めるストライキが続発し、ルール地方ではゼネストへの拡大、ベルリン3月闘争では1,000人の死者が出たほか、ミュンヘンではバイエルン首相クルト・アイスナーの暗殺に始まる二つのミュンヘン・レーテ共和国の樹立と政府の義勇軍による鎮圧といった形で危機が続いた。

そんな中、5月7日のヴェルサイユで、連合側から極めて過酷な講和条件が提示されたことは、共和国に大きな重荷を背負わせることとなり、講和条約

---

2) 以下の歴史叙述は、H. A. Winkler, *Der lange Weg nach Westen*, Bd. 1, *Deutsche Geschichte vom Ende des Alten Reiches bis zum Untergang der Weimarer Republik*, München 2000 (後藤俊明, 奥田隆男, 中谷毅, 野田昌吾訳『自由と統治への長い道 I』昭和堂, 2008年), ders., *Der lange Weg nach Westen*, Bd. 2, *Deutsche Geschichte vom «Dritten Reich» bis zur Wiedervereinigung*, München 2000 (後藤俊明, 奥田隆男, 中谷毅, 野田昌吾訳『自由と統治への長い道 II』昭和堂, 2008年), 成瀬治, 山田欣吾, 木村靖二編『世界歴史大系 ドイツ史 3 - 1890年~現在 -』山川出版社, 1997年に基づく。

に反対した民主党の下野とシャイデマン内閣退陣を帰結することとなった。6月21日に発足したグスタフ・バウアー内閣は、同28日にヴェルサイユ条約に調印を余儀なくされたが、このことは戦争無罪伝説とヒ首伝説という二つの歴史伝説に推進力を与え、帝政ドイツとの道徳的断絶を妨げる結果となった。8月11日にはワイマール憲法が成立したが、それは国民から歓迎して受け入れられたというよりも、甘受という形で仕方なく受け入れられたものであった。

翌年になっても危機は収まらず、1920年3月13日にはカップ一揆、14日にはミュンヘンにおけるクーデターと危機が続き、3月26日にはバウアー内閣が退陣に追い込まれ、ヘルマン・ミュラー内閣に交替した。6月6日には共和国議会選挙が行われたが、そこでワイマール連合は敗北し、新しい議会多数派の形成が不可能になる中、6月25日に中央党のコンスタンティン・フェーレンバッハが組閣を行った。

1921年春、ヴェルサイユ条約によって未決着の係争問題、すなわちオーバーシュレージエンの帰属をめぐる問題と1,320億金マルクの賠償要求の受け入れをめぐる問題から、フェーレンバッハ内閣は退陣し、ヴァイマル連合からなる初めての少数派内閣である、ヨーゼフ・ヴィルト内閣が誕生した。ヴィルト内閣は、ドイツに課せられた義務を履行することでその不合理性を立証しようとする「履行政策」を開始したが、それは右派勢力からの弾劾とテロを招き、6月9日にはバイエルン州議会の独立社会民主党議員団議長カール・ガライスが暗殺され、8月26日には元蔵相マティアス・エルツベルガーが暗殺された。このような暴力を前にして政府は、8月29日に、大統領を議長とする会議において、憲法48条2項に基づき、共和国に敵対する印刷物、集会、団体の禁止権限を内務大臣に付与するという緊急令を公布した。この緊急令はバイエルン州政府との紛争を招来したため、9月29日に大統領は、共和国防衛のための第二緊急令を公布し、バイエルン州政府との妥協を図ったが、オーバーシュレージエン分割決定への民主党の抗議で、10月22日にヴィルト内閣は総辞職した。10月26日に再度ヴィルトが組閣し、翌1922年1月21日にはヴォルタ

ー・ラーテナウが外務大臣に就任した。4月16日にソ連との間でラパロ条約に調印したが、フランスをはじめとする西側諸国との関係を悪化させることとなった。6月24日にラーテナウ外相が暗殺されると、政府は憲法48条に基づく二つの条例に続き、7月23日には、共和国に敵対するあらゆる行為に対して重い刑罰を科すとともに、共和国防衛国事裁判所を新設する共和国防衛法が制定された。それに対し、バイエルン政府は翌24日に共和国防衛法を廃止し、国事裁判所の権限をバイエルンの裁判所に譲渡する条例を制定するなど、混乱が続いた。

ラーテナウ暗殺事件がマルクへの信頼を崩壊させ、1922年秋にはハイパー・インフレに移行し、社民党の大連立拒絶により、11月14日にヴィルトは辞任する。11月22日には、「隠れた大統領内閣」とも呼ばれる復古的なヴィルヘルム・クーノ内閣が成立するが、ヴィンクラーによればその主要な責任は、党の結束を優先して議会主義的な危機解決の道を拒絶した社民党にあった。このクーノ内閣のもとで、共和国は、危機の23年を迎えることとなる。

すなわち、1923年1月11日に、フランス軍とベルギー軍がルール地方を占領すると、ドイツの消極的抵抗政策により、ハイパー・インフレが席卷し、社会的困窮から「クーノ・ストライキ」が起こるなど、混乱を極め、8月12日に辞任することとなった。翌8月13日にはグスタフ・シュトレゼマンが内閣を組閣し、大統領と政府は9月26日には消極的抵抗の中止を宣言した。これに反発したバイエルン政府は、非常事態宣言を布告し、執行権力をオーバーバイエルン県知事グスタフ・リッター・フォン・カールに委譲した。政府はこれへの対抗措置として、緊急令を発してドイツ全土に非常事態を宣言し、執行権力を国防相に委譲し、さらに国防相はそれを軍司令官に委任できるものとした。さらに政府は、陸軍統帥部長官ハンス・フォン・ゼクトの暫定独裁や、政治的な観点から必要なすべてのことを実施する権限を政府に付与する全権委任法の制定を検討したが、合意が取れず、10月3日にシュトレゼマンは辞任した。しかし、10月6日に再度シュトレゼマンが首相に就任し、労働時

間問題の妥協を経て、10月13日に全権委任法を可決した。

10月20日に、国防相オットー・ゲスラーは、ナチ党機関紙の発禁命令に反旗を翻した国防軍ミュンヘン管区司令官オットー・フォン・ロッソウの免職を命令したが、県知事カールはロッソウをバイエルン州軍司令官に任命し、国防軍第七師団にバイエルン州の防衛義務を負わせるなど、混乱が続いた。一方、共産党はザクセンとテューリンゲンの左翼統一戦線政府に参加し、これらを拠点に、ドイツ全土で体制転覆を仕掛けようとしていた。10月13日、9月27日以降執行権力を保持していたザクセン管区司令官アルフレッド・ミュラー将軍は、共産党の院内組織であったプロレタリア百人隊を禁止し、10月16日には、ザクセン警察を国防軍の指揮下に組み入れた。10月21日、共産党はケムニッツ労働者大会でゼネストを呼び掛けて蜂起を画策したが、社民党の反対により挫折することとなった。共産党の一揆的反乱はハンブルクでのみ起こったが、3日間の流血ののち10月25日に鎮圧された。10月27日、シュトレゼマンはザクセン州首相エリッヒ・ツァイグラーに共産党抜きでの内閣組閣の最後通牒を出したが、ツァイグラーは拒否したため、10月28日に共和国執行が開始され、憲法48条に基づき、共和国首相にザクセン州政府の閣僚の罷免と他の人物に委任する権限が与えられた。シュトレゼマンは元共和国法相のカール・ルドルフ・ハインツェをザクセン担当共和国全権委員に任命し、翌10月29日に、国防軍はザクセン閣僚を政府の建物から強制退去させた。ツァイグラーの辞任を受け、前経済相アルフレッド・フェリッシュが社民党少数派内閣の首班に指名され、10月31日、ザクセン州議会はフェリッシュを首相に選出した。社民党はザクセンとバイエルンの扱いの不平等さに憤慨し、バイエルンへの処置を求める最後通牒を共和国政府に出したが、バイエルンとの内戦は政治的にも軍事的にも不可能と確信していた政府が拒否したため、第二次シュトレゼマン内閣はブルジョア少数派内閣となった。国防軍はテューリンゲンにも進軍し、プロレタリア百人隊を強制的に解散させた。11月12日、テューリンゲン社民党は政府の圧力に屈して共産党との連立を解消した。

11月9日、ヒトラーはミュンヘン一揆を起こすも失敗し、エーベルトはゼークトに全土の国防権の指揮権を委譲した上、9月26日の緊急令を修正して、執行権力行使の権限も委譲した。このミュンヘン一揆の失敗は、結果的に共和国の安定化をもたらすこととなり、11月15日にはシュトレゼマン内閣はレントンマルクの奇跡に成功し、フランスからの賠償問題再検討の用意の表明により、ドーズ案実現への道が拓かれた。しかし、11月22日には、社民党が不信任決議案を提出し、23日、シュトレゼマンが反撃として出した内閣信任決議案の否決により、退陣を余儀なくされた。

11月30日に、ヴィルヘルム・マルクス内閣が成立すると、社民党はエーベルトの圧力のもとで、12月8日に全権委任法を成立させ、「国民と国家の困窮にとって、緊急に必要とみなされる政策」を実施する権限を政府に与えた。また、1924年2月14日の租税緊急令により、中間層は破滅させられることとなり、国民のルサンチマンが共和国に向けられることとなった。

## 2. ワイマール共和国の相対的安定期

1923年11月以降のルール地方の経済活動正常化、1924年2月28日の非常事態解除、バイエルン政府との紛争解決といった形で、1924年以降、政治的平穏化の兆しも現れた。1924年5月4日の第二回共和国議会選挙において、左右両翼の急進勢力が勝利し、穏健勢力が敗北したものの、6月6日にマルクスが再度のブルジョア少数派内閣を組閣し、8月30日のライヒスマルク導入を経て、景気が回復に向かい、12月7日の第三回共和国議会選挙では社民党と国家国民党が勝利を収めた。

1925年1月15日、国家国民党が初めて参画したハンス・ルター内閣が発足するも、2月28日にはエーベルトが死去し、4月25日にパウル・フォン・ヒンデンブルク大統領が誕生した。ヴィンクラーによれば、これは1919年以來の議会制民主主義に対する反対の国民表決を意味しており、共和国の保守的再編を意味するものであった。一方で、1925年10月26日にはロカルノ条約が

締結され、ドイツの西部国境の国際法上の確定とヨーロッパ列強へのドイツの復帰が実現し、1926年9月10日には国際連盟へのドイツの加盟も実現し、安保理の常任理事国となるなど、外交上の地位向上に成功した。

1926年5月12日、国旗問題でルター内閣は退陣し、後継のマルクス内閣も、12月6日のフィリップ・シャイデマン演説を契機として議会の不信任決議を受けた。1927年1月29日には、マルクス首班の中道右派内閣が成立するも、内務大臣ヴォルター・フォン・コイデルが出した学校法案をめぐる、ブルジョアブロックの対立が深まっていった。

1928年5月20日の共和国議会選挙における社民党の勝利を受けて、6月28日に社民党党首ヘルマン・ミュラーを首班とする大連立内閣が成立した。ヤング案受け入れに対する右翼の攻撃や失業保険財源をめぐる大連立内の激しい対立を何とか乗り越えるも、1929年10月3日のシュトレゼマンの死去により、大連立の基盤が失われることとなった。

### 3. 議会制民主主義の終焉

1929年末より、ナチ党の台頭が明白化し、ナチ党は大学へも浸透しはじめる。29年10月24日にニューヨーク株が大暴落し、経済的混乱が深まる中、多くの権力エリートが共和国政府から離反し始めた。1930年3月27日、失業保険制度改革をめぐる中央党と社民党の対立のためミュラー大連立内閣が瓦解した結果、権力が議会から大統領へ移行していくこととなった。ヴィンクラーによれば、右翼はこれによって、ヴァイマル社会国家の制圧という目標を追っており、それがミュラー内閣瓦解の主原因であったが、社民党もハインリヒ・ブリューニングが提案した妥協案をつぶし、議会制民主主義からの離脱を甘受した点で共同責任があった。

1930年3月30日、ブリューニング内閣が成立したが、7月16日に財政赤字補填法案が否決されたため、憲法48条に基づく緊急令によって、法案に法的効力が与えられた。それに対して、共和国議会が7月18日に緊急令の廃止

を可決したため、大統領は議会を解散し、7月26日に「財政的、経済的、社会的な窮状を除去するための緊急令」を公布した。社民党議員団長のルドルフ・ブライトシャイトは、憲法48条は「必要な事態が生じたときに国家を救済し、国家を防衛するためのものであり、自らが予想した多数派を獲得できない政府を個別に窮状から救うためのものではない」と抗議したが、これらの展開を押しとどめることはできなかった。

1930年9月14日に共和国議会選挙が行われたが、そこでナチ党は12議席から107議席への躍進をとげ、共産党も54議席から77議席に増加したが、残りの政党はすべて敗北という結果となった。ブルジョア少数派のブリューニング内閣は、ナチスも社民党も政府与党として期待できなかったため、寛容の多数派を形成することに注力し、社民党は寛容政策で内閣に協力したが、共和国議会が休会を多用し、ほとんど招集されなくなったことは、左右両翼の反議会的急進勢力に推進力を与える結果となった。

1931年6月5日、ヒンデンプルクは社会保障を大幅に切り下げる大統領緊急令を公布した。この緊急令に対する対処は、社民党分裂の契機となった。経済恐慌の中、7月20日に、アメリカ大統領フーバーのモラトリアムが実施されたものの、ドイツは金融恐慌へ突入して混乱が続き、ブリューニング内閣は、9月にはドイツ・オーストリア関税同盟構想の挫折という外交政策上の敗北を喫することとなった。賠償金支払終結を目指す外交政策のために、財政出動は見送られ、厳格なデフレ路線の継続により、社会的窮乏化と政治的急進化を帰結した。

1932年3月13日大統領選挙第1回投票を経て、4月10日の第2回投票で、ヒンデンプルクの再選が決まったが、ナチの突撃隊と親衛隊を禁止する「国家の権威を保持するための緊急令」をめぐり大統領とブリューニングの軋轢が生じ、5月12日のヴィルヘルム・グレーナー国防相の辞任に続いて、5月21日の植民令草案公表に対する全国農村同盟の猛反発などが相まって、5月30日にブリューニング内閣は退陣することとなった。ヴァインクラーによれ

ば、ブリューニングの失脚は歴史の深い切れ目を意味した。すなわち、1932年5月30日に議会が容認した穏健な大統領制第一段階が終焉し、公然たる反議会主義的、権威主義的な第二段階が始まったとされる。

#### 4. ナチスによる権力掌握過程<sup>3)</sup>

従来、ナチ党が国会で第1党に進出した1932年7月以降、33年1月末のヒトラー内閣成立に至る政治過程は、必然的な不可逆的プロセスと見られてきたが、近年の研究では必ずしもそうではないことが明らかとなってきた。

ブリューニング内閣の退陣を受けて、1932年6月1日にはフランツ・フォン・パーペン内閣が成立した。前任のブリューニング内閣以来、少数与党内閣が続いており、ワイマール憲法48条に基づく、大統領緊急令による統治が常態化していた。議会選挙を間近に控えた1932年7月20日、社会民主党のオットー・ブラウンを首相とするプロイセン州政府を罷免し、ワイマール共和国政府の代理人を派遣するという大統領緊急令が発布された。プロイセン州政府は国事裁判所に提訴したが、政府は、連邦制の最終的除去という違憲行為を目指すのではなく、第1党進出が予想されるナチによる国家掌握に対抗するために、プロイセンの警察力を国防軍に加えることで、ナチ党との軍事的対決に備えるための一時的な緊急措置と考えていた。この裁判で政府側の訴訟代理人となったのが、カール・シュミットだった。10月25日に違憲判決が出されて、政府は敗訴したが、判決内容は、罷免されたブラウン政府に参議院におけるプロイセン代表権を持続的に認める一方で、政府との紛争を回避すべく、政府代理人には警察権を含む事実上の行政権を一時的に認めるという、原告と被告の間でプロイセン政府権力を二等分するものであり、権力配置としては、事実上

---

3) 以下の歴史叙述については、注2に挙げた文献に加えて、権左武志「ワイマール共和国の崩壊とカール・シュミット—大統領内閣期のプレーン活動を中心として—」、『思想』959号、岩波書店、2004年、5-29頁、および同「第三帝国の創立と連邦制の問題—カール・シュミットはいかにして国家社会主義者となったか—」、『思想』1055号、岩波書店、2012年、41-61頁に基づく。

の追認といえるものであった。

1932年7月30日の総選挙でナチスが230議席を得て第1党となり、89議席の共産党と合わせて、憲法体制に敵対的な勢力が過半数を押さえることとなり、議会は機能不全に陥った。政府はナチを第1党とする議会を排除するため、大統領緊急令により、国家非常事態を宣言し、次期選挙の日取りを定めることなく国会を解散するという国家非常事態計画を画策し、シュミットに助言を求めた。憲法25条が解散後60日以内の総選挙を定めている以上、これは明確な違憲行為であるが、議会運営上の困難等を理由にした緊急令が起草された。

9月12日の国会開会日に、開会冒頭いきなり共産党から政府不信任案の動議が出され、パーベン首相の不手際で、解散の緊急令を提出する前に不信任案が裁決されると、圧倒的多数で不信任案が可決されてしまい、国家非常事態計画は挫折することとなった。ヴァインクラーによれば、これは、ナチ党の第1党進出による「憲法麻痺」という統治不能状態を動機とするものではあったが、この時点での非常事態計画は、憲法の中核を保持するためというよりは、大統領内閣による権威主義体制を樹立するために国家的危機を利用する意図であったと評価されている。

同年11月6日再度の総選挙で、196議席とナチはやや後退したもののやはり第1党を保ち、議会諸党派の支持を得られないパーベン内閣は17日に総辞職した。それを受けて、12月3日に、クルト・フォン・シュライヒャー内閣が成立したが、シュライヒャー内閣は、いつでも政府不信任を表明でき、緊急令を無効にできる国会と共存するという課題に向き合わねばならなかった。シュミットは、首相および大臣への議会の信任を必要とする憲法54条の規程を再解釈し、ナチ党と共産党というネガティブな多数派により政府不信任が決議されたとしても、こうした不信任決議は新政府樹立の可能性を排除する以上、内閣に退陣義務は生じないという論拠を持ち出した。また、議会による大統領緊急令の無効という48条3項についても、ポジティブな多数派の欠如という同じ理由から無視できると主張した。シュミットはこれらの趣旨の大統領

の宣言文を起草するが、当のヒンデンブルク大統領自身に拒絶され、突如権力中枢から閉め出される。その結果、シュライヒャーに残された手段は、選挙を無期延期した議会解散という明確に違憲の非常事態計画の再現しかなかった。1933年1月にシュライヒャー首相は国家非常事態計画を画策するも、大統領の協力を得られずに辞任を余儀なくされることとなった。

この最後の非常事態計画は、ナチから共和国を救う唯一残された選択肢であったとする評価が有力である。ヴィンクラーによれば、社民党が「ワイマールの護憲政党に対する橋渡し」にもなりえたはずの非常事態宣言の提案を無条件に拒否したのは、何ら戦略的構想に基づくものではなく、無能力であったと批判される。民主勢力がこの最後の手段を拒否したのは、伝統的な形式的合法主義から説明可能であり、合法主義の深い根拠は内戦への不安であったとされる。33年1月末の決定的時点でも、社会民主党や中央党は、ナチ政権による憲法の全面的除去よりも、憲法的一条項の侵害をより重大な危険と見たのであり、ヒトラー政権の合法的成立が、実際には杞憂に過ぎなかったシュライヒャーの一時的独裁が招くかもしれない内戦の危険よりも「より少ない悪」だと完全に誤認したと批判される。

シュライヒャーの辞任を受け、1月30日にヒトラーが首相に就任した。ヒトラーは直ちに国会を解散し、「ドイツ国民を防衛するための大統領緊急令」を布告させ、共産党や社会民主党の選挙集会や機関誌を禁圧するとともに、2月27日の国会議事堂放火事件を共産党の仕業として、翌28日に布告させた「国民と国家を防衛するための大統領緊急令」により、憲法で保障された基本権を停止し、国会議員を含む多数の共産党員や社会民主黨員を逮捕もしくは予防拘禁して、露骨な選挙干渉を行った。こうした喧騒の中、3月5日に選挙が行われ、ナチ党は288議席を獲得したものの、過半数には届かず、連立相手の国家国民党の52議席と併せて過半数を確保した。

そしてついに3月23日には、ワイマール憲法76条に基づく憲法改正法律として、ワイマール憲法に違反する法律を、国会を経由せずに首相の一存で制定

できると言う「国家と国民の危難を除去するための法」（いわゆる「全権委任法」）が制定される。ワイマール憲法典自体は、ナチス政権の間もずっと存続し続けたが、この全権委任法の制定により、事実上ワイマール憲法は死文化し、ヒトラーの独裁が始まったのである。ワイマール憲法の改正要件は、国会議員定数の3分の2以上が出席の上、少なくとも出席者の3分の2の賛成であったが、総選挙への激しい暴力的干渉にもかかわらず、ナチ党の議席はこれに足りなかった。そこで、共産党の81議席全員を予防拘禁あるいは亡命・逃亡に追い込んで欠席させた上、共産党の議席を存在しないものとして扱い、議会の「法的構成員の数」を81議席減らした。さらに、国会に議院運営規則修正案を提出し、議長は、予防拘禁等で「無断欠席」した議員を最高60日間審議から除外できる一方で、これらの議員の除外にもかかわらず「出席」と見なすことができることとした<sup>4)</sup>。その結果、社民党が結束して審議拒否しても、憲法改正に必要な要件の成立を阻止できなくなった。そして、74議席を持っていたカトリック政党の中央党には、全権委任法を制限つきで行使するというヒトラーの口約束に加えて、学校教育などにおける教会の既得権益維持等の利益供与を与えた上、国会周辺をナチスの突撃隊と親衛隊に取り囲ませて圧力を加え、法案への賛成を取り付けた。120議席を持っていた社会民主党は、党首オットー・ヴェルスが唯一の反対演説に立ち、ヒトラーを正面から見据えて、「君たちは我々の生命と自由を奪うことができる。しかし、我々の名誉を奪うことはできない」と宣言し、拘禁や亡命等を余儀なくされた26名を除いて、ナチ党による脅迫と怒号の中でも一致団結して法案への反対を貫いたが、賛成441票対反対94票の大差で全権委任法は可決されたのである。

---

4) このような国会運営は、一見明白に不当な運用であるが、衆参両院におけるデタラメな国会答弁による開き直りや、参議院安保法制特別委員会におけるだまし討ちと人間かまぐらによる強行採決、参議院本会議における発言時間の制限、「共謀罪」審議における中間報告を使った委員会採決省略といった、言論の府としての国会の存在理由の自己否定といった暴挙がまかり通る我が国にとって、決して他人事ではない。こういう無法が積み重なった結果、法規範全体の無意味化がもたらされるからである。

## 5. ワイマール共和国の経験から何を学ぶか

ワイマール共和国の歴史を概観した上で、改めて2013年7月21日の参議院選挙で与党が大勝し、「ねじれ」解消後の8日目に飛び出した「ナチの手口を学んだらどうか」という麻生副総理発言<sup>5)</sup>を振り返ると、この発言は安倍政権の本音を不用意に漏らしたものであるように見えてくる。時の政権与党がワイマール憲法48条やナチスの全権委任法を彷彿とさせるような緊急事態条項を盛り込んだ改憲案を発表したり、時の首相が各議院の総議員の三分の二以上の賛成を必要とする日本国憲法の憲法改正手続きを「世界で一番厳しい」などとする不正確な断定に基づいて憲法96条の改正を要求したり、憲法で保障された知る権利や基本的人権に抵触する特定秘密保護法を理不尽な議事運営を繰り返したあげくに強行制定したり、憲法遵守義務を課せられている側の内閣による解釈の変更により、集団的自衛権の行使を可能にしたり、論理無用の開き直りの答弁を繰り返したあげく、だまし討ちと人間かまくらという前代未聞の暴力採決で安保関連法を押し通り、議事録もねつ造したり、東京オリンピックを政治利用して、「テロ対策」の名のもとに「中間報告」という禁じ手まで使って参議院の委員会採決を省略し「共謀罪」を強行制定するといった、これら安倍政権の一連の動きを踏まえると、ワイマール憲法をなし崩し的に無効化していった「ナチの手口」を確かに学んでいるように思えるのである。とりわけ、かのヒトラーでさえ、全権委任法制定という重大な憲法違反を行うにあたって、曲がりなりにも憲法改正法律の手続きは踏んでいることを考えると、我が国の現在の状況はより深刻である。基本的人権の尊重や国民主権と並び、日本国憲法の中核をなす平和主義に関わる重大な変更を、憲法改正の手順を踏まずに、遵守義務を課せられた側による「解釈」の変更で押し通すなどという所業は、ヒトラーでさえ行えなかった暴挙であるといわなければならない。「集団

---

5) 東京新聞2013年7月31日付朝刊参照。

的自衛権の行使は慎重に行う」などという安倍首相の口約束が、何の意味も持たないことはヒトラーの例を引くまでもないだろう。このような暴挙がまかり通るのであれば、話は憲法9条にはとどまらず、「解釈の変更」による基本的人権の侵害に対する原理的な障壁はなくなるだろう。例えば、「意に反する苦役」を禁じる憲法18条は、通説および政府見解では、徴兵制を禁じる規定ということになっているが、これも「徴兵制は国民の当然の義務であり、苦役にあたらない」と解釈を変更すれば可能ということにもなりかねないのである。実際に、現在の国土防衛任務に加えて、米国の戦争にも参戦するということになれば、今の自衛隊では到底人手が足りず、志願者の増員も見込めないということになれば、徴兵制の復活が視野に入ってくることは容易に予想できよう。

ナチス政権を誕生させた1932年および33年のドイツ国民も、その後の展開は予想外であったはずであり、多くの国民にとっては、失業率の改善など、経済政策への期待が主な投票動機であった。独裁とは、ある日突然に独裁宣言が出されるといった形でドラスティックに始まるものではなく、行政府による立法権の奪取という形で、往々にして目立たない形で進行するものである。つまり独裁は、行政府が立法権を奪取し、立法府がそれを受け入れたときに、開始されるのであり、変化は緩慢に、しかし確実に進み、気がついたときにはもうどうにもならない状況になっているのである。安保関連法を強行制定した2015年に、憲法53条に基づき、衆参両院の四分の一以上の議員が臨時国会の召集を要求したにもかかわらず、行政府がそれを黙殺したことは記憶に新しい<sup>6)</sup>が、ある意味では、独裁はすでに始まっていると見ることもできよう。

また、共謀罪を取り締まるためには、「犯罪行為について話し合う」行為を把握する必要がある、当然捜査機関が盗聴を行うことが不可欠となる。すなわち、通信傍受法（盗聴法）の改正が不可避である。現行法では、薬物、銃器、集団密航、組織的殺人のみが対象だが、共謀罪の対象となるすべての犯罪に括

---

6) 2017年6月22日にも憲法53条に基づく臨時国会召集要求の手続きが取られたが、本稿提出段階（2017年7月）では、まだ臨時国会の召集はなされていない。

大されることは間違いないだろう。そして、現在は認められていない室内盗聴（会話傍受）や、街角の防犯カメラによる人の声の捕捉まで認められるということになれば、まさに旧ソ連のKGBや旧東ドイツのシュタージ（国家保安省）の世界であり、言論の自由やプライバシーの権利を完全に政府に抑え込まれることにもなりかねない。これらの新立法と、知る権利を侵害する特定秘密保護法や財産の流れを捕捉できるマイナンバー制度が合わされば、完全な監視警察国家の完成となり、北朝鮮も真っ青の独裁専制国家の誕生も杞憂ではなくなるだろう。

ちなみに、ワイマール共和国の崩壊につながった国家緊急権（ワイマール憲法48条の大統領緊急権）について、現行の日本国憲法にはもちろんこのような規定はないが、自民党の改憲案ではしっかりと「第九章 緊急事態」の98条、99条として組み込まれている。自民党改憲案99条曰く、「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力をもつ政令を制定できる（つまり、内閣が国会を経由せずに法律を制定できる）ほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができ」〔括弧内は筆者による補足〕さらに、第3項「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も法律（つまり内閣）の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第14条、18条、19条、21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」〔括弧内は筆者による補足〕のである。ここで、基本的人権の尊重が努力目標にすぎず、「やむを得ない（やむを得ないかどうかは内閣が決める）」場合は制限できるということに注意が必要である。そして、ヒトラーがこの権限を濫用したときの名目は、大統領緊急令の名称を見れば分かるとおり、「国民を防衛するため」であり、「国民と国家防衛」のためであり、「国民と国家の危難を除去するため」であった。つい最近、どこかで聞いた話ではないだろうか。

ナチの手口を自分たちの都合のよいように学んでいる安倍政権に対して、我々はしっかりとその教訓を学ばなければならない。ナチの教訓からは、その場その場の恣意的な状況解釈と民主的正統性(単なる選挙結果)を口実として、支配者の都合のよいように憲法解釈を変えていくことが、どのような帰結を招くかということを知ることができる。そして、「非常事態」を口実として持ち出す権力者に対して、憲法の擁護を主張するためには、単に憲法に書いてあるからという根拠だけでは不十分であり、なぜそれを護らなければならないのかという理由をしっかりと自覚しておく必要がある。我々が肝に銘じるべきは、基本的人権(自由主義)や平和主義という日本国憲法の根本的価値観への断固としたコミットメントであり、この根底的基盤を護る闘いに、右も左もないという覚悟を固めることである。考え得るあらゆる手段を総動員して、鼻をつまんでも互いに連帯し、小異も中異も大異も捨てて(あるいは一旦脇に置いて)大同につき、憲法クーデターを謀る安倍政権の企みを断固として阻止する決意を固める必要がある。お互いの好き嫌いや経済政策の違いを云々している場合ではなく、そういう論争を行う言論の場自体が破壊されようとしている現状を直視し、互いの論争に入る前に、まずはまともな論争を行いうる場を取り戻すことが、喫緊の課題である。したがって、今は好き嫌いや政策の違いは一旦脇に置いて、まともな言論の場を確保するという最低限の条件を確保するための闘いに党派を超えた共闘関係を構築すべき時なのである。

したがって、各自が自分のできる努力を最大限行うということがもちろん大事だが、その際に留意すべきは幅広い連帯という視点である。有史以来、支配の鉄則は、「分断して統治せよ」であり、支配者にとって最も恐ろしい悪夢は、被治者の連帯した反対である。こういう重大局面にあるにもかかわらず、「あの党とは組めない」とか、「気持ちのよい共闘じゃなければ協力できない」とか、「あの組織や市民団体とは路線が違う」、「即時原発全廃を唱えない人とは一緒にできない」といった形で、内ゲバ(仲間割れ)をしている場合ではない。内ゲバで喜ぶのは支配権力の側であり、ちょっとでもこの目的で共闘できる部

分がある勢力は、政党レベルであれ、市民レベルであれ、小異も中異も大異も捨てて（あるいは一旦脇に置いて）大同につき、なんとしても今回の暴挙を食い止めるという覚悟を固めるべき時である。

同時に、安倍政権とそれに追従する政治家や御用メディア、御用学者に見られる、「ご無理ごもっとも」という形で理不尽なことがまかり通るという現象は、何も国政レベルに限った話ではなく、程度の差こそあれ、私たちの身の回りでそう珍しくもないことでもある。迂遠に思えるかもしれないが、自分たちの身の回りで起こるこうした一つ一つの理不尽に、「これはちょっとおかしくはないか」と立ち止まり、粘り強く是正していくという姿勢が、普段の我々にも一層求められているようにも思える。こうした細かい正活動を地道に積み上げていくことが、どんなことであれ理不尽な暴挙を許さないという社会全体の規範の構築に繋がっていくからである。その意味で、我々の普段の生活のすべてが問われているとも言えよう。

憲法の規範力は、憲法典の存在のみによって確保されるのではなく、憲法の基底的価値を守っていくという日々の実践の積み重ねに依拠している。憲法をなし崩し的に無効化しようとするクーデターを許すのか、それとも国民が体を張ってそのクーデターを阻止するか、という今はまさにせめぎ合いの時である。我々を守るのは我々自身しかない。自民王国といわれる愛媛においても、老若男女を問わず、安保法制に反対する学者や文化人、弁護士、一般市民、学生らが立ち上がり、新たな団体が次々に結成され、安倍政権の暴走を阻止するためのさまざまな取り組みが草の根的に広がってきているという事実、そして、その声を真摯に受け止めようとする複数の野党が存在するという事実は、大きな希望である。今回の安倍政権による暴挙を奇貨として、我々がこれまでの「お任せ民主主義」という姿勢を改め、政治的関心を高めて行動する市民となり、民主主義の実質化を進める転機とすることができれば、日本の明るい将来への展望を拓くことができるだろう。とにかく、地道にコツコツと各自が知恵を絞り、決して諦めずに、粘り強く自分にできることをできる範囲で最善を

尽くし、互いに手を取り合って連帯していけば、これらの努力がうねりとなり、大きな流れを作っていくことができるのである。諦めない限り、我々は決して無力ではない。